

平成 26 年度

新和田トンネル有料道路
受配電設備改修工事

特記仕様書

平成 26 年 9 月

長野県道路公社

目 次

I . 一 般 事 項 -----	(1)
II . 工 事 特 記 仕 様 書 -----	(6)
III . 機 器 特 記 仕 様 書 -----	(12)
1 . 受 配 電 設 備 -----	(13)

一 船安 事 項

第1章 一般事項

本仕様書は、新和田トンネル有料道路 管理事務所の受配電設備改修工事に関する一般事項を示すものとし、長野県土木部制定土木工事共通仕様書と共に、仕様書を構成するものとする。

1 工事件名

1-1 工事名 平成26年度 新和田トンネル有料道路
受配電設備改修工事

1-2 場所 一般国道142号 新和田トンネル有料道路管理事務所

1-3 工事期間 着手日～平成27年3月25日

2 関係法令及び規格基準

本工事は次の法令、規格等に従い施工する。

- (1) 日本工業規格 (JIS)
- (2) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 機械電気機材仕様書集(ネクスコ)
- (6) 電気用品安全法
- (7) その他関係法令及び規格

尚、現行電気用品取締り法の適用をうけるものは、形式承認済みのものとする。

3 一般工事概要

3-1 工事内容

本工事は、新和田トンネル有料道路管理事務所における受配電設備の一部更新を行うものとし、料金所、管理事務所の各施設に安定した電力供給を向上させるための改修工事を主たる内容とするものである。

3-2 工事範囲

本工事は、設計図書に示された範囲とする。

3-3 官公庁その他手続及び検査

本工事に必要な電気関係申請及び道路関係の申請手続は、本工事請負人が行うものとし、その費用は本工事請負人の負担とする。

但し、これに要する関係図書は、それぞれ関係者より本工事請負人に提供するものとする。

- (1) 通産局自家用電気工作物申請（必要な場合）
- (2) 道路関係占有許可申請及び届出（必要な場合）
- (3) 予備試験
- (4) 官公庁検査（必要な場合）
- (5) その他

3-4 施工図、その他

必要のある場合は、この工事の施工図を遅滞なく請負者が作成して、監督員の承認をうけること。

3-5 他工事との取合せ

時期的に他工事との取合せが必要な場合は、あらかじめ監督員の指示に従い、双方の請負者において協議の上、工事の進行に支障のないようにすること。

3-6 施工上の注意

本工事は、供用開始しているトンネルの設備の改修工事であるため、施工に当っては機能停止時間を最小限におさえるものとし、受電盤等切替時には、停電不可負荷設備に対し仮設発電機を設置して電力供給を行う計画をたて、監督員の承認を受けた後、作業を行うものとする。

3-7 使用機材

本工事に使用する機材は、製造業者を指定してある中から選定し、指定のないものは監督員の承認を得た後に使用すること。

尚、主要材料については、契約後速かに工事主要資材発注報告書を提出するものとする。

JIS. JEM. JEC. JIL. 等関係諸規格に制定されているものは、これに適合し、又電気用品取締り法の適用を受けるものは、形式承認済のものを使用するものとする。

3-8 器具材料の検査

本工事に使用する器具、材料は全て現場搬入の都度監督員の検査を受けなければならない。

又、必要に応じて製作図又は見本を提出するものとする。その際試験が必要な場合、それにかかる費用は全て請負者の負担とする。

3-9 施工の点検又は立会い

工事施工に際しては、施工後容易に点検出来ない配管及び配線は原則として、その過程において監督員の点検又は立会いを要する。

3-10 施設の検査及び試験

工事完了に際して監督員立会いの上、機器、配管、配線等の検査を行い、これに合格することを要する。

又、官公庁の検査及び試験を必要とするものは、それぞれ合格した事を証明する文書を提出しなければならない。

3-11 その他の

- (1) 請負人は工事完了の上は、官公庁その他の認可書及び竣工図を添えて引渡しを行ふものとする。
- 1) 竣工図・完成図書 1 部
2) CDR (正・副) 2 部
3) 完成写真 1 部
- 但し、施工の過程における必要な箇所の写真は、そのたびに提出するものとする。
- (2) 請負者が詰め所、工作小屋、材料置場等仮設建物を設ける場合は設置場所、その他について監督員の許可を得ること。
- (3) 電線、ケーブルの色別
- 配線は色別配線とし、電線の色別並びに心線、外装の色は事前に監督員の承認を得るものとする。
- (4) 後片づけ
- 工事完了に際しては監督員の指示に従い、期間内に後片づけ及び清掃を完全に行わなければならない。
- (5) 取扱説明書
- 主要機器については、道路管理者が容易に理解できる取扱説明書及び説明図を提出するものとする。
- (6) 予備品及び付属品
- 予備品及び付属品については、そのリストを提出し、監督員の承認を受けるものとする。
- (7) 本仕様書及び設計図に明記されていない事項についても、本トンネルの設備機器としての機能及び工事上当然必要と思われるものは、具備するものとする。
- (8) 監督員との協議の結果指示事項が生じた場合は、すみやかに、ことに対処するものとする。

II . 工事特記仕様書

1 . 受配電設備改修工事

1 総則

本仕様書は、新和田トンネル有料道路 管理事務所の受配電設備の改修工事の内容をまとめてあり、機器特記仕様書と共に仕様書を構成するものとする。

2 工事概要

新和田トンネル有料道路 管理事務所受配電設備の老朽化に伴い一部更新を行い、機能アップ及び電気的特性を改善するための工事であるが、新和田トンネルはすでに供用されており、又、日交通量も多く、特に大型車両の多い有料道路であることより、切替時は各設備の機能停止時間を極力短時間におさえるものとし、停電不可負荷設備に対しては、仮設発電機を設置して停電補償を行う必要がある。

従って監督員及び関連業者とは、密なる協議を行い作業にあたるものとする。

3 工事範囲

本工事には次の工事を含むものとする。

3-1 高圧引込設備

高圧引込設備は、既設再使用とする。

3-2 受配電設備改修工事

- (1) 受電盤の更新
- (2) 動力変圧器盤の更新
- (3) 電灯変圧器盤の更新

4 受配電設備改修工事

4-1 工事概要

本工事は、管理事務所電気通信機械室の高圧盤(3面)の改修を行うものとする。

4-2 設計製作

機器仕様は、別に定める機器特記仕様書及び設計図書によるものとする。

4-3 機器名称及び数量

機器名称及び数量は、下記の通りとする。

(1) 管理事務所電気通信機械室

- 1) 受電盤 1面
- 2) 動力変圧器盤 1面
- 3) 電灯変圧器盤 1面

4-4 機器設置工事

(1) 高圧盤設置工事

管理事務所電気通信機械室内の既設高圧盤(3面)を撤去した後、同一カ所に設置とする。

4-5 配線工事

(1) 配線内容

配線内容は次の通りとする。

- 1) 盤内端子板への接続（電源線・通信線）

(2) 使用電線

- 1) 低圧用ケーブル

既設ケーブル再使用(CV)

- 2) 通信用ケーブル

既設ケーブル再使用 [CVV(S), CPEV(S)]

(3) 配線方法

- 1) 配線は、全て電気設備技術基準及び関係法規に準拠し、監督員の指示に基づき入念に施工しなければならない。

4-6 撤去工事

撤去工事の内容は次の通りとする。

(1) 機器撤去

- 1) 管理事務所電気通信機械室
 - (A) 受電盤 1面
 - (B) 動力変圧器盤 1面
 - (C) 電灯変圧器盤 1面

4-7 仮設電源設備

本工事は、受電盤を更新するため全停電が発生する。そのため切替時には停電不可負荷設備に対して仮設発電機を設置して電力供給を行うものとする。

(1) 仮設発電機及び機器の容量と数量

下記に示す発電機及び機器を標準とする。

1) 動力用

- (A) 仮設発電機(オイルフェンス一体型)
3φ 3W200V60Hz 25kVA 以上 2台(1台バックアップ用)
- (B) 切替開閉器盤 1面
- (C) 仮設動力分電盤 1面

2) 電灯用

- (A) 仮設発電機(オイルフェンス一体型)

1φ 3W200V/100V60Hz 40kVA 以上 1台(切替時常用)

既設発電機 40kVA をバックアップ用として使用する。

- (B) 切替開閉器盤 1面
- (C) 仮設電灯分電盤 1面

(2) 仮設配線工事

仮設発電機－切替開閉器盤－仮設分電盤－各負荷回路接続点までの配線工事は、屋内露出ころがし配線とし、新設盤設置後、機器と合わせて撤去する。

既設ケーブルとの直線接続はテープ処理以上とする。

4-8 その他

詳細は、設計図によるものとする。

5 運 搬

- (1) 荷造りは防湿、防塵、防食に注意し、変形破損のないよう入念に行うものとする。
- (2) 現品発送前に期日、形状、寸法、重量等を記載した運送明細書を3部提出すること。
- (3) 発着の整理及び保管には遺漏のないように注意し、現品の現地到着までには整理監督員を派遣し、運搬の処理をすること。

6 据 付

- (1) 請負人は据付を始める前にその方法、期日及び仮設備等につき監督員と十分打合せを行い、その承認を受けなければならない。
- (2) 本設備各機器は、設計図及び監督員の指示により据付るものとする。
- (3) 据付に必要なライナーモルタル等その他必要な資材は請負人の負担とする。

7 機器仕様

機器仕様は別添機器特記仕様書によるものとし、機器材料指定製造業者の選定にあたっては監督員の承認を受けるものとする。

8 承認図の提出

下記の機器は承認図を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 受電盤
- (2) 動力変圧器盤
- (3) 電灯変圧器盤

9 見本提出

監督員が必要と認めたもの

1 0 工場検査

機器製作のうち監督員が必要と認めたもの

1 1 試験調整

機器配置及び配管配線完了後現地にて試験調整を行い、その報告書を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 試験調整項目

- 1) 機器設置位置及び取付状態
- 2) 絶縁抵抗測定
- 3) 電圧降下測定
- 4) 電流測定
- 5) 動作試験
 - A) 機器単体試験
 - B) 総合試験

(2) 検査内容

試験調整の細部については、予めその方案を提出し、監督員の承認を得たものにより行うものとする。

1 2 遠方監視制御項目

本受配電設備における遠方監視制御に関する監視制御項目は、既設に合わせるものとするが、監督員と十分協議した上承諾をうけるものとする。

III . 機 器 特 記 仕 様 書

1 . 受配電設備特記仕様書

1 総 則

本仕様書は、新和田トンネル有料道路 管理事務所 電気通信機械室に設置する受配電設備について適用する。

1-1 適用範囲

- (1) 日本工業規格 (J I S)
- (2) 電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (3) 日本電機工業会規格 (J E M)
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 機械電気機材仕様書集(ネクスコ)
- (6) 電気用品安全法
- (7) その他関係法令及び規格

尚、現行電気用品取締り法の適用をうけるものは、形式承認済みのものとする。

2 一般事項

2-1 使用場所

屋内形とし、詳細は特記仕様書又は設計図による。

2-2 周囲条件

- (1) 温 度 屋 内 - 5 °C ~ + 40°C
- (2) 湿 度 相対湿度 85 % 以下
- (3) 高 度 標 高 1,300 m

2-3 電気方式

受電	交流 3 相 3 線式	6.6kV	60Hz
所内動力	交流 3 相 3 線式	200V	60Hz
	交流单相 3 線式	200V/100V	60Hz

2-4 主回路方式

母線	单一母線
接続	設計図による。

2-5 商用周波耐電圧

6kV 回路	対地間	22,000V (6号A)
200/100V 回路及び制御回路	"	1,500V

2-6 塗 装

(1) 塗装仕様

- 1) 塗装は前処理を十分行った後着手するものとし、下塗り、中塗りの後仕上塗装を施すものとする。（合計膜厚 内外面共 60 ミクロン 以上）
- 2) 塗料は、焼付塗装を原則とし、耐湿性に富み、難燃性のものを使用するものとする。

(2) 塗 装 色

屋内配電盤表面	マンセル 5 Y	7 / 1 (半艶)
屋内配電盤内面	マンセル 5 Y	7 / 1 (半艶)
内 部 パ ネ ル	マンセル 5 Y	7 / 1 (半艶)
計器、継電器枠	マンセル N 1.5	
制御開閉器把手	マンセル N 1.5	

2-7 部品の互換性

使用部品及び組立品は、できるだけ互換性をもたせるよう製作するものとする。

2-8 器具及び導体の配置と色別

JEM 1425 による。尚、主回路の端末にはビニルテープ等により、下記の通り相色別を施すものとする。

第 1 相 (R 相)	赤
第 2 相 (S 相)	白
第 3 相 (T 相)	青
第 4 相 (N 相)	黒

2-9 配線方式

電線の種類及び電線被覆の色別は JEM 1425 による。ただし、主回路に特殊な絶縁電線を使用する場合、及びシールド電線等特殊な電線を使用する場合には、その被覆の色別はこれによらなくてよい。また電子回路等の小勢力の回路の配線、及び継電器の器具の内部配線に対しては本項を適用しない。

2-10 主回路導体

主回路は銅帯を原則とするが、計器用変圧器の1次、零相変流器の1次、2次、その他銅帯では配線が困難な個所は電線によるものとする。また低圧回路は電線を原則とする。

2-11 盤名称板

盤の前面及び後面に取付ける。盤名称板の仕様は JEM 1172 により次の通りとする。

名称板の大きさ : 63×315 (mm)

名称板の材質 : プラスチック (非照光)

記入文字 : 監督員と協議のうえ決定するものとする。

2-12 管理銘板

受電盤に管理銘板を取付けるものとする。

(1) 材料

メタクリル樹脂 3.0t

3 配電盤

3-1 形式および材質

- (1) 形式 金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ
- (2) 材質 鋼板製（箱体）
銅帶（導体）

3-2 構造

(1) 一般

電気的・機械的に堅牢、かつ、内部の点検、移設および増設が容易で、つきの条件に考慮を払い製作しなければならない。

屋内形 …… 防湿、防虫、その他小動物の侵入の防止

(2) 使用板厚

扉 …… 2.3 t 以上。ただし、1枚扉に器具を多数取りつける場合には 3.2 t 以上を使用するか、補強を考慮すること。

側面板 …… 1.6 t 以上

天井板 …… 1.6 t 以上

(3) 構造分類

1) 高圧盤 しや断器を収納する盤は JEM 1425 による CW 級、それ以外の盤は CX 級以上の条件を具備すること。また、しや断器の主回路は自動連結式とし、その操作回路は手動プラグイン式とする。

2) 低圧盤 JEM 1265 による C 級に準ずるものとする。

(4) しや断器引出機構

しや断器は前面引出形とし、その着脱は確実な鎖錠装置によるものとする。

(5) しや断器の互換性

同種同一定格のしや断器および断路部は、すべて互換性を有すること。

(6) 引込および引出方式

受電回路および饋電線は原則として盤下部よりケーブルにより引込・引出されるものとする。

(7) 充電部の保護

母線および高圧充電部は点検・手入れに際し十分安全なよう考慮すること。

(8) 扉およびハンドル

前面および後面に蝶番式開き扉を設けるものとする。扉の開閉方向は左ヒンジ（右ハンドル）または、右ヒンジ（左ハンドル）とし、列盤内で統一する。

但し、盤巾 1,000mm をこえる場合には両開き扉とする。

尚、ハンドルの回転方向はつぎの通りとする。

左ヒンジのとき …… ハンドルを時計方向にまわして扉を開く。

右ヒンジのとき …… ハンドルを反時計方向にまわして扉を開く。

扉のハンドルは鍵付きとし、タキゲン製 A-140 (キーNo. 200) を使用するものとする。扉としゃ断器とのインターロックはとらないものとする。

(9) 盤内付属器具

1) 内部点検用コンセント (A C 100V用)

盤の前後に各 1 個取付るものとする。ただし、2段積の場合には前面側コンセントは下段ユニットに取付るものとする。

2) 内部照明灯 (A C 100V 蛍光灯)

盤の前後面に各 1 灯取付るものとする。但し、2段積の前面側は、上下段ユニットに各 1 灯取付るものとする。

3) その他

ドアスイッチ（扉開警報用、照明入・切用）、サーモラベル、充電検知器を取付るものとする。

(10) 配線用しや断器の取付け

表面取付形（前面端子形）とし端子の前面側には端子点検時取外し可能なカバーを設ける。

但し、大電流配線用しや断器は表面取付形（裏面端子形）とする。

(11) 変圧器の搬出入

盤後面より搬出入するものとする。

(12) 変圧器盤の換気

変圧器盤は特に換気に留意すること。

(13) 鎖錠装置

次の鎖錠装置を備えること。

- 1) しや断器は開の状態でなければ引出しができない。
- 2) しや断器は閉路状態のままでは母線に接続できない。
- 3) しや断器は断路位置または正規の運転位置にないと閉路できない。

現場説明事項・施工条件明示事項

長野県道路公社
平成26年度 新和田トンネル有料道路
受配電設備改修工事
小県郡長和町 和田

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」）・「長野県土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」）・「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

また、「15注意事項」に記載した内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。

1 工事内容

(1) 工事概要

工事概要是設計書表紙・内訳書のとおり。

(2) 工事関連資料

本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4) 新技術・新工法・特許工法の指定

使用場所	工法	施工条件
—		

(5) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件
—		

(6) 橋梁製作工

該当なし。

2 工期関係

(1) 標準工期契約

工期は雨天・休日等を見込み、着手の日から平成27年3月25日までとする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

（保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事等）

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期

(地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等)

※なお、協議結果は施工計画書又は工事打合せ簿（様式任意）に記載し提出すること。

(3) 近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
長野県道路公社	H26道路維持工事	H26.4～H27.3	有料道路内	
長野県道路公社	H26電気設備保守点検	H26.4～H27.3	トンネル	

(4) 安全協議会

該当なし。

(5) 部分供用

下記箇所（区間）については部分供用を予定しているので、これに合わせ工程を調整すること。

部分供用場所	時期	条件
No ~	平成 年 月 日から	

4 施工計画

(1) 施工体制台帳に記載を求める下請契約における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、「下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書（別紙一4）」に基づく取り組みを推進するものとする。

(2) 施工計画書

- ・ 共通仕様書1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

(3) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

- ① 契約書第7条に基づく「下請負人通知書」
- ② 「施工体制台帳」、「施工体系図」（「再下請通知書」含む。下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
- ③ 下請負契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書 、下請契約書写、施工体系図、 下請負人通知書含む	主任（監理）技術者の配置の 有無
交通誘導員、ガードマン	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要。ただし指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要

ダンプ運転（1人親方の ダンプ運転手）	①個人事業主として建設会社と契約した場合、台帳記載	技術者の配置不要
	②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社と雇用関係にある場合は台帳記載不要	
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約および請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載	
クレーン等の重機ハーネタを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳に記載する	
他の建設会社から応援者を借り上げる場合	①応援者を提供した会社と応援者を借上げた会社が請負契約を締結した場合は台帳記載	技術者の配置不要
	②応援者を借上げた会社が臨時雇用するなどして、その応援者と雇用関係にある場合は、台帳記載不要	

(5) 関係機関への届出等

- ・ 工事市町村への「工事届」
- ・ 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 建設事務所への「道路通行制限願」
- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

5 用地・補償・支障物関係

(1) 未買収地

本工事に必要な用地のうち一部未買収地は下記のとおり。買収次第発注者から通知をする予定。

未買収地位置	面積	特記事項
	約 m ²	

(2) 補償工事（給水用の仮配管等）

給水場所	取水箇所	方法	条件

(3) 工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）

本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているので、工事着手前に管理者立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。

なお、工は、重複して施工するので月 日までに施工すること。

支障物件	管理者	位置	処置方法(見込)	処置時期
				平成 年 月

(4) 工事用借地

本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所・面積	項目	借地条件等（中止期間・契約見込）
	No 付近	借地期間	平成 年 月 日 ～ 月 日 但し、
作業ヤード	約 m ²	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	

仮設道路	No	付近	借地期間	平成 年 月 日 ～ 月 日 但し、
	約	m ²	使用条件	
			復旧方法	
			特記事項	

- 上記以外で必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応する。
- 特に、「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課・市町村・農業委員会等と調整をすること。
- 借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。
- 借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6 周辺環境保全関係

(1) 環境への配慮

当工事は「環境配慮指針」の適用工事とする。

(2) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙－1）

(3) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(4) 過積載の防止

- 県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- 取引業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
- 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(5) 排水への対応

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

(6) 第三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上している。それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。

なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量・範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	家屋事前調査業務標準仕様書

地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ~ 間	特記仕様
振動調査	No ~ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ~ 間	特記仕様
電波障害	No ~ 間	特記仕様

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これは設計変更の対象とする。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- 工事現場では、共通仕様書1-1-37に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- 安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

① 交通誘導員

- 本工事における交通誘導員は、下記の配置を計上している。
- 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び、当初設計で予定している施工方法に対し違う方法となつた場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工種	配置員数	施工時間	備考
交通誘導員A	人/日	昼・夜	
交通誘導員B	人/日	昼・夜	

- 受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- 国道142号においては、長野県公安委員会告示第8号（平成18年12月4日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

- 仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- 車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- 規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法をとすること。

(4) 掘削法面

- 斜面下部を切土する場合は、切土施工単位10~20mを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようすること。
- 「掘削法面の伸縮計設置要領」により必要な対策を講ずること。
- 現場内には、雨量計を設置のこと（簡易なものでも可）。

- 掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくとともに、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ 10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(5) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係の工事

- 「砂防等工事における安全の確保について」(平成 11 年 3 月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。
- 崩壊・地滑りから作業員の安全確保のため、技術管理費に伸縮計を○基計上してある。なお、安全対策としてその他に必要となる各種センサー等の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

(6) 換気設備

有害ガス・酸素欠乏等の対策として、安全費に__工を__基計上してある。なお、安全対策として特別に必要となる換気設備等の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

(7) 各種センサー

崩壊・地滑り等から作業員の安全確保のため下記のとおり技術管理費に計上している。

各種センサー	設置場所	設置数	施工時間	備考
○○		基		

なお、上記の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

〔参考〕

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

- 河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション
(ホームページアドレス <http://www.sabo-nagano.jp/dps>) 等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととすること。

【警戒避難雨量例：連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】

※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。

- 連続雨量とは降雨中断が 24 時間以内の総雨量をいう。
- 雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。
- 降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2) 土石流に対する安全対策

河川内工事、またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様書 1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。特に、下記の項目について、施工計画書に記載すること。

なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

項目	調査数量	流域の状況
1 溪流調査	溪流勾配が 15° 以上となる地点及び最急渓床勾配	
2 渓床状況	土砂の状況	

3 流量面積	渓床勾配 15° 地点より上流の流域面積 (発生流域面積)	
4 土石流	過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5 亀裂・滑落崖	新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領（案）」、「積

雪期における土木工事安全施工技術指針（案）」により工事の安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。

- ・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- ・作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- ・警戒避難路基準等に基づく工事中止の徹底。

8 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議すること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等

本工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

（参考）「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 任意仮設

次の設備については、任意仮設とする。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件の変更がない限り変更の対象としないものとする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項
仮締切工	瀬追工、対象流量〇m ³ /s 水替工	買収地内で行う	
工事用道路	W=〇.〇m	借地内で行う	竣工後原型復旧
足場工	構造物法面1:〇.〇		
支保工			
特殊養生工	特殊養生工あり		

(4) 指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項
仮設工事用道路工	L=〇〇m, W=〇.〇m	詳細は設計図書による
仮設土留工	鋼矢板IV型L=〇m, N=〇枚	詳細は設計図書による

(5) 附帯工

附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

9 使用材料関係

(1) 生コンクリート

- ・ 使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、監督員に提出することとする。
 - ・ 水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。
 - <鉄筋コンクリート> W/C=55%以下
 - <無筋コンクリート> W/C=60%以下
 - <無筋コンクリート> (耐久性を要しないもの) W/C=65%以下
- (2) アスファルトコンクリート
- ・ 基準密度等の品質管理のために、必ず配合報告書を提出することとする。
 - ・ 材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」によるものとし、事前に使用材料の承認を得なければならない。
 - ・ 再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、50%以下とし、含有率(%, 重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。
- (3) クラッシャーラン
- ・ 材料について特記のない場合は、「再生碎石等の利用基準」によるものとし、事前に使用材料の承認を得なければならない。
 - ・ 再路盤材に使用する再生碎石 (RC-40) は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%, 重量比)を記載した「再生碎石等 材料承認申請 提出表」を提出すること。
- (4) 県産木材
- ・ 工事に使用する木材は原則として県産木材を使用することとし、共通仕様書材料編 2-4-1 により、取り組みを推進するものとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材产地証明書発行基準（別紙－3）に基づく产地証明書等により監督員の確認を受けること。また、竣工書類に产地証明書等を添付すること。
 - ・ 供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。
- (5) 県内産資材
- ・ 県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、建設資材の県内産優先使用に関する規定、共通仕様書材料編 2-13-4 により、工事材料の選定にあたっては、県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取り組みを推進するものとする。
 - ① 県内産資材の優先使用に努めること
 - ② 工事用資材の調達を極力県内取り扱い業者から購入すること
 - ③ 県外産資材を使用する場合は、「県外産資材使用報告書」を提出すること
 - ・ 県内産資材を使用しない理由欄の記載は、原則として県内産資材による施工ができない技術上の理由とし、必要に応じて理由が確認できる資料を添付すること。
- (6) その他
- ・ 生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書 1-1-23 第 3 項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

- ・ 本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第 12 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携参照）。
- ・ 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。
- ・ 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第 5 条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- ・ 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法 9 条に則りその種類ごとに分別すること。

- ・発生物のうち一は、本工事の一に使用するので、施工方法等を協議すること。
また、発生物のうち一は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。
- ・工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5)建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。
- ・「長野県産業廃棄物3R実践協定（平成25年4月1日名称変更）」締結事業者（排出事業者）にあっては、本工事における「産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組状況等」について施工計画に定めること。

(2) 建設発生土に関する事項

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
〇〇市△△地先	指定	○km	別添地図参照

処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により処分先を変更した場合は、原則として設計変更しない。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- ・受注者は、発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・受注者は、下請負がある場合は下請負業者に対し「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- ・再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種別	処分条件	備考
アスファルトコンクリート塊	再利用	数量は設計書記載のとおり
セメントコンクリート塊	無筋C○	数量は設計書記載のとおり
	鉄筋C○	数量は設計書記載のとおり
	二次製品	数量は設計書記載のとおり
建設資材木材		

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。この際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

種別	処分条件	備考
木くず(抜根・伐採材)	再利用	数量は設計書記載のとおり
汚泥		
その他（金属くず他）		

※積算に用いる木くず処理量の体積—重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

(5) 建設副産物の運搬・処理

- ・建設副産物を運搬・処理・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を必ず締結すること。
- ・廃棄物の運搬・処理・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を工事資料に添付すること。
- ・下請負業者が建設副産物の運搬・処理・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- ・「マニュフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処理・処分されているか確認を行うと共に、「マニュフェスト(A・B2・D・E表)」の「写」と再資源化施設・最終処分場との関係を示す写真を整理・保管す

- ・薬液注入プラントからの流出防止対策
- ・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策
- ・路面からの流出防止対策

以上の対策の具体的な内容については、施工計画書に記載すること。

1.2 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリンズへの登録

- ・請負代金額 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター) を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された「登録内容確認書」の「写」を監督員に下記により提出すること。
- ・受注時登録の提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- ・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
- ・施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内とする。

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

①コンクリート担当技術者の配置

- ・50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- ・同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の回数は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④生コン納品書(伝票)

生コン納品書は、しゅん工成果品として提出すること。

納品書には、工場発時間・現場着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

(5) 電子データの製作・縮刷版の製本

技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他以下に指定した構造物の設計に関する資料を整理保管するため、当該資料の電子データ(2組)の製作費と縮刷版(3部)の製本費が含まれているので、作成の上、しゅん工検査時に提出すること。

工種名	構造物名	備考

(6) 材料の承認

工事で使用する材料は、「材料承認願」で承認を得る。

(7) 技術交流

受注者は、発注者、各種業務受託者とともに現場踏査、技術交流、意見交換を行う「岩盤崩壊危険箇所工事に係る技術交流等実施要領(H17.1.20 土木部長通知)」による「技術交流」を行い、設計内容や地質条件を十分に把握し、安全かつ適切な施工を行うこと。なお、この「技術交流」に要する経費は技術管理費に計上している。

(8) 管理図または度数表・ヒストグラム

出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

(9) 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

【参照(国土交通省ホームページ) : <http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kuromu.html>】

本工事は、「六価クロム溶出試験」及び「タンクリーチング試験」の対象工事であり、下表のとおり試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

試験名	対象工種名	検体数
六価クロム溶出試験	○○工(例:地盤改良工、セメント安定処理工等)	計△△検体
タンクリーチング試験	○○工	計□□検体

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1 3 ワンデーレスpons

- (1) この工事は、ワンデーレスpons実施対象工事である。
- (2) 「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。
- (3) 受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

1 4 その他

(1) 各種調査・試験への協力

「共通仕様書」1-1-17に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査・試験等に対して、請負者は協力すること。

①公共事業労務費調査

受注者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行うこと。

また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めること。

②諸経費動向調査

③施工合理化調査(歩掛実態調査)

④施工形態動向調査

調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

(2) **構造改善**

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(3) **暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求**

または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

(4) **遵守事項**

「指導事項」（別紙一2）を遵守すること。

(5) **不正軽油撲滅対策**

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各地方事務所税務課がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

1 5 注意事項（特記仕様書）

(1) **変更請負額**

設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。

(変更請負額) = (変更設計額) × (請負額) / (設計額) (千円以下切り捨て)

(2) **工事しゅん工書類簡素化基準**

共通仕様書1-1-26に定める工事しゅん工書類に関する簡素化出来るものについては、「工事しゅん工書類簡素化基準（H21.6.1）」によることとする。

(3) **電子納品**

電子納品にあたっては、「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び以下によるものとする。

なお本県の準用する国土交通省の要領等は【別記1】のとおりであり、適用世代に留意のこと。

A) 当工事は電子納品対象工事とするので、【別記2】の特記仕様書により実施すること。

1 6 質問回答について

公告文を参照すること。

(別紙－1)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表－1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表－1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機種	備考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none">・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；</p> <p>油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none">・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p><u>（閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。）</u></p>

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

- 一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- ・請負契約の締結日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。
- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

- 三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

- 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

- 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- 三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に事務所長に提出

すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

長野県産土木用材产地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第4条(3)により、県産土木用材产地証明書（以下証明書という）を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

- (1) 長野県県産間伐材供給センター協議会（以下供給センターという）を構成する者及びその構成員。
- (2) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。

証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

- ① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747（東信木材センター協同組合連合会内）
(TEL 0267-23-0887)
- ② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1
(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)
- ③ 中信地区協議会 南安曇郡三郷村温4000
(長野県森林組合連合会 中信木材センター)
- ④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1
(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

- (1) 証明書発行申請書（様式1）
- (2) 素材丸太にあっては、その生産者の、加工品にあってはその加工製造業者の「出荷証明書」
(書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種（県産材使用を明記する）
⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、（様式2）とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するものとする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

(様式 1)

長野県産土木用材产地証明書発行申請書

平成 年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

(申請者)

○○木材株式会社
代表者 ○〇〇〇

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材产地証明書を発行してください。

記

工事名 : 平成 年度 県単	工事	線	市	字
<u>発注者 : 長野県○○建設事務所長</u>				
<u>品種 : 県産からまつ間伐材使用</u>				
<u>2.0m × 8~12cm 皮むき丸太 500 本</u>				
<u>製造者 : ○○木材株式会社</u>				
<u>製造日 : 平成 年 月 日</u>				
<u>添付書類 : 出荷証明書</u>				
<u>その他 :</u>				

(様式2)

県産土木用材产地証明書

様

平成 年 月 日

長野県岡田町30-16
県産間伐材供給センター協議会
会長 ○○○○

下記の土木用材は長野県産であることを証明します。

記

納材者 氏名又は名称 及び代表者名		
樹種	規格・仕様	数量

下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、県内企業とは県内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。
- 2 受注者は、下請企業に対し、本工事は「下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書」があることを周知する。
- 3 受注者は、本工事の施工に関する下請契約について、一次、二次以降を問わず、県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を別紙「下請契約における県外企業採用報告書」に記入し、施工体制台帳提出時（変更時含む。）に監督員に提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。

平成 年 月 日

事務所長 様

下請契約における県外企業採用報告書

請負者名 :

工事名

本工事において契約した県外企業は、以下のとおりです。

下請負人名称	住 所	工 事 内 容	県内企業を採用しない理由

電子納品及び情報共有に係る実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野地域CALS/ECC推進協議会が平成15年3月承認した長野県CALS/ECC推進計画に基づき、長野県道路公社の建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）における電子納品及び情報共有を進めるための実施方法等を定め、公共工事におけるCALS/ECCの推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有の定義)

第3 「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(対象工事等)

第4 電子納品及び情報共有を実施する対象工事等の範囲は、原則として全案件とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。

(対象成果品)

第5 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・ 土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・ 測量作業共通仕様書
- ・ 地質・土質調査共通仕様書
- ・ 設計業務共通仕様書
- ・ 用地調査等共通仕様書（第3章～第3章の7に該当するもの）

(特記仕様書)

第6 対象工事等については、次に示す特記仕様書で入札公告時に明示を行う。

- ・ 工事：建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書【別記2】
 - ・ 委託：委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書【別記3】
- ※ただし、試行案件については、次に示す特記仕様書で入札公告時に明示を行う。
- ・ 工事：建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書（試行用）【別記4】
 - ・ 委託：委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書（試行用）【別記5】

(積算の取り扱い)

第7 電子納品の積算上の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第14で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：現行の共通仮設费率に含まれるものとする。
- 2) 委託：測量業務は、現行の諸経费率に含まれるものとする。地質調査業務及び設計業務は、現行の「印刷製本費」を「電子成果品作成費」とし、現行の同様の積算とする。

- 2 情報共有の積算上の取り扱いは以下のとおりとする。
- 1) 電子メール（メーリングリストを含む）：諸経費（一般管理費）の通信交通費に含まれるものとする。
 - 2) 情報共有サーバ（A S P等）：諸経費（一般管理費）における通信交通費で対応できない費用については、あらかじめ受注者との協議により決定する。

（要領・基準）

第8 長野県道路公社の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記1】

- 2 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、基本的に工事等の着手時の最新版を適用する。ただし、公告中に要領・基準類の改訂があった場合や過渡期等において受発注者の環境が整わない場合は、協議の上、適用世代を柔軟に定めることとする。

（運用に関する手引き）

第9 長野県道路公社の電子納品に関する下記事項等の運用については、長野県で別に定める「運用の手引き」による。これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き（案）【土木工事編】【業務編】」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・ 要領・基準類の長野県での読み替え
- ・ 受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・ 電子納品対象書類の範囲
- ・ 電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・ 施工中の書類の取り扱い
- ・ 電子成果品の保管管理

（情報共有）

第10 対象工事等においては、受注者は、工事等に先立ち現場事務所等においてインターネット環境の整備を行い、情報共有が行えるようにする。なお、山間地等で現場事務所にインターネット環境の整備ができない場合については、それに準じた体制の整備について受発注者間で協議するものとする。また、長野県道路公社の情報共有に関する運用については、長野県で別に定める「運用の手引き」によるものとする。

- 2 情報共有の方法については、電子メール（メーリングリストを含む）を標準とするが、以下のケース等においては、情報共有サーバ（A S P等）の活用を積極的に検討するものとする。

いずれの場合も、データの流出・改竄防止、個人情報の保護等の必要な対策をとることとする。

- ・ 現場が複数工区にまたがる、または関係機関が多数有り協議・連絡調整が必要な場合
- ・ 大型工事等で下請・関連業者が多数にわたる場合
- ・ 受注者が情報共有サーバを使った現場管理に積極的に取り組んでいる場合

（協議確認事項）

第11 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

1) 着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウイルス対策方法について確認を行う。

2) 検査前協議

中間検査・完成検査の前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査前協議チェックシート」を用いて実施する。

3) 納品時協議

中間検査・完了検査の実施時に、電子成果品に対する検査内容を記録する目的で、「納品時チェックシート」を用いて確認する。

(納品媒体)

第12 納品する電子媒体はCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの理論ファイルフォーマット形式はISO9660(レベル1)とし、DVD-Rの理論ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第13 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(成果品の提出部数)

第14 電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、電子媒体は、正・副の2部を提出するものとする。なお、電子納品対象書類の内、「紙」による報告書の提出は下記による以外は監督員と協議の上決定することとする。

- 1) 工事完成図書の内、「紙」による工事写真については、「着手前・完成」のみ1部提出するものとし、「写真管理基準」に規定するデジタルカメラによる提出物のうち「紙による工事写真帳」は基本的に不要とする。
- 2) 委託成果品の内、「紙」による報告書の提出は「原則1部」のみとする。

(電子納品の検査)

第15 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第16 この要領は、平成21年8月1日から適用する。

【別記1】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成25年9月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|---------------------|----------|
| ・工事完成図書の電子納品要領（案） | 平成20年 5月 |
| ・土木設計業務等の電子納品要領（案） | 平成20年 5月 |
| ・CAD製図基準（案） | 平成20年 5月 |
| ・デジタル写真管理情報基準（案） | 平成20年 5月 |
| ・測量成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |
| ・地質・土質調査成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |

ガイドライン類

- | | |
|----------------------------|----------|
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】 | 平成21年 6月 |
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】 | 平成21年 6月 |
| ・CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案） | 平成21年 6月 |
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】 | 平成21年 6月 |
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】 | 平成18年 9月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|------------------------|----------|
| ・電子納品に関する手引き（案）【土木工事編】 | 平成21年10月 |
| ・電子納品に関する手引き（案）【業務編】 | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- | | |
|---|----------|
| ・電子納品チェックシステムVer7.1 | 平成21年 8月 |
| ・SXFブラウザVer3.16(CAD製図基準案H16.6に基づいて作成された図面を見る場合) | 平成20年 8月 |
| ・SXFブラウザVer3.20 | 平成21年 3月 |

注) 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、原則として工事等の着手時の最新版を適用する。ただし、工期内に要領・基準類の改訂があった場合や、過渡期において受発注者の環境が整わない等の場合は、協議の上、適用世代を定めることができるとする。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」：
http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- 関東地方整備局「CALS/ECホームページ」：
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム：http://www.cals-ed.go.jp/edc_old/
- SXFブラウザ：http://www.cals-ed.go.jp/sxf_what/

【別記2】建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書

(電子納品)

第1 本工事は、電子納品対象工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有)

第2 本工事は、情報共有対象工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(要領・基準)

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

(着手時協議)

第4 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

(電子納品対象書類)

第5 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(情報共有対象書類)

第6 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(工事完成図書の提出部数)

第7 本工事の工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|--|----------------------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R・DVD-R)
紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 | 2部 (正・副)
1部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 1部 |

(その他)

第8 電子媒体ラベルへの記載項目のうち、業務名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

<参考資料>

長野県におけるCALS/ECの取組み：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

- ・電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート（工事用）
- ・ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領

【別記4】建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書（試行用）

（電子納品）

第1 本工事は、電子納品対象（試行）工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（情報共有）

第2 本工事は、情報共有対象（試行）工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

（要領・基準）

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

（着手時協議）

第4 着手時協議を必須とする。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを提出すること。ただし、紙納品のみの選択も可とする。

（工事完成図書の提出部数）

第5 本工事の工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。ただし、着手時協議の結果、紙納品のみを選択した場合は、電子納品対象書類の提出は不要とする。

1) 電子納品対象書類	電子媒体（CD-R・DVD-R）	2部（正・副）
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部（その他、協議による）
2) 上記以外	紙媒体	1部

（その他）

第6 電子媒体ラベルへの記載項目のうち、業務名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

＜参考資料＞

長野県におけるCALS/ECの取組み：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

- ・電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
　「運用の手引き」着手時協議チェックシート（工事用）
　「運用の手引き」検査・納品前協議チェックシート（工事用）
- ・ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領

【別紙1】建設工事における電子納品及び情報共有特記仕様書（電子納品推進事業用）

（電子納品）

第1 本工事は、電子納品対象工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（情報共有）

第2 本工事は、情報共有対象工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

（電子納品推進事業）

第3 本工事は、ITアドバイザーを活用した「電子納品推進事業」対象工事とする。「ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領」に基づき、以下の各時点でITアドバイザーから適切なアドバイスを受けることにより、受発注者協議の円滑化と電子納品に対する理解と技術力向上を図り、電子納品成果物の品質向上を図るものとする。

- 1) 着手時協議
- 2) 検査・納品前協議
- 3) 受注者による事前準備派遣、随時派遣依頼（受注者が必要に応じて実施：全額受注者負担）
- 4) 工事期間中における情報共有

（経費の計上）

第4 本工事は、ITアドバイザーの派遣経費（以下「経費」という。）として、着手時協議及び検査・納品前協議時の2回分、計5万円（税抜き）を計上しています。入札にあたっては、この経費を共通仮設費の技術管理費に必ず計上してください。

（要領・基準）

第5 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

（着手時協議）

第6 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

（電子納品対象書類）

第7 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

（情報共有対象書類）

第8 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(工事完成図書の提出部数)

第9 本工事の工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---|----------------------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R、DVD-R
紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 | 2部 (正・副)
1部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 1部 |

(その他)

第10 電子媒体ラベルへの記載項目のうち、業務名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み :

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

- ・電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート（工事用）
- ・ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領

